

定 款

株式会社 シーボン

目 次

章	条	頁
第 1 章 総 則	第1条 商号	1
	第2条 目的	
	第3条 本店所在地	
	第4条 機関	
	第5条 公告方法	2
第 2 章 株 式	第6条 発行可能株式総数	2
	第7条 単元株式数	
	第8条 自己株式の取得	
	第9条 単元未満株式についての権利	
	第10条 単元未満株式の買い増し	
	第11条 株式の割当てを受ける権利等の決定	
	第12条 株式取扱規程	
第13条 株主名簿管理人	3	
第 3 章 株 主 総 会	第14条 招集	3
	第15条 定時株主総会の基準日	
	第16条 招集権者及び議長	
	第17条 決議の方法	
	第18条 電子提供措置等	
	第19条 議決権の代理行使	
第 4 章 取締役及び取締役会	第20条 員数	4
	第21条 選任方法	
	第22条 任期	
	第23条 代表取締役及び役付取締役	
	第24条 取締役会の招集権者及び議長	
	第25条 取締役会の招集通知	
	第26条 取締役会の決議の省略	5
	第27条 取締役会規程	
	第28条 取締役の責任免除	
第29条 員数		
第30条 選任	5	
第31条 任期		
第32条 常勤の監査役	6	

	第33条 監査役会の招集通知 第34条 監査役会規程 第35条 監査役の責任免除	6
第 6 章 計 算	第36条 事業年度 第37条 剰余金の配当等の決定機関 第38条 剰余金の配当の基準日 第39条 配当金の除斥期間	6
附 則	第1条 施行期日 第2条 主管部門 第3条 改廃手続き 第4条 株主総会資料の電子提供に関する経過措置 制定・改正日	7

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当会社は、株式会社シーボンと称し、英文ではC' BON COSMETICS Co., Ltd.と表示する。

(目 的)

第2条 当会社は、次の業務を行うことを目的とする。

- (1) 化粧品、美容器具等の製造販売及び輸出入事業
- (2) 医薬品、医薬部外品、医療機器の製造販売及び輸出入事業
- (3) 美容、理容業
- (4) はり、灸業
- (5) エステティック、ネイルサロンの経営
- (6) 保健機能食品、一般食品、飲料等の製造販売及び 輸出入事業
- (7) 衣料品、服飾品、宝飾品、室内装飾品、日用雑貨の製造販売及び輸出入事業
- (8) ライフスタイルに関する事業
- (9) ブライダル情報サービス事業
- (10) 教育事業
- (11) 広告事業
- (12) 前記関連事業への投融資
- (13) 不動産の賃貸業
- (14) 生命保険の募集に関する業務
- (15) 飲食物の販売及び飲食店の経営
- (16) 前各号に付帯する一切の業務

(本店所在地)

第3条 当会社の本店を東京都港区に置く。

(機 関)

第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむをえない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、1,600万株とする。

(単元株式数)

第7条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(自己株式の取得)

第8条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買い増し)

第10条 当会社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株式の割当てを受ける権利等の決定)

第11条 当会社は、当会社の株式(自己株式の処分による株式を含む)及び新株予約権を引き受ける者の募集をする場合において、その募集事項、株主に当該株式又は新株予約権の割当てを受ける権利を与える旨及びその申込みの期日の決定は、取締役会の決議によって定める。

(株式取扱規程)

第12条 当会社の株式に関する取扱いは、取締役会の定める株式取扱規程による。

(株主名簿管理人)

第13条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
- 3 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置その他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取り扱わない。

第3章 株 主 総 会

(招 集)

第14条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に応じこれを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第15条 当会社は、毎年3月31日の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

(招集権者及び議長)

第16条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。

- 2 取締役社長に事故あるときは、取締役会において予め定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(決議の方法)

第17条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(電子提供措置等)

第18条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。

- 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

(議決権の代理行使)

第19条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することがで

きる。

- 2 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役及び取締役会

(員 数)

第20条 当会社の取締役は、15名以内とする。

(選任方法)

第21条 当会社の取締役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

- 2 当会社の取締役選任については、累積投票によらないものとする。

(任 期)

第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第23条 取締役会は、その取締役の中からその決議によって代表取締役若干名を選定する。

- 2 取締役会はその決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長2名、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会において予め定めた取締役がこれを招集し、議長となる。

- 2 前項により定められた招集権者又は議長に事故があるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対し発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで、取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

第 26 条 当会社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があつたものとみなす。

(取締役会規程)

第 27 条 取締役会に関しては、法令又は本定款に別段の定めがある事項のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の責任免除)

第 28 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であつた者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく限度額は、金 500 万円以上で予め定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第 5 章 監査役及び監査役会

(員 数)

第 29 条 当会社の監査役は、5 名以内とする。

(選 任)

第 30 条 当会社の監査役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

2 当会社は、会社法第 329 条第 3 項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。

3 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、監査役就任前に、監査役会の同意を得て取締役会の決議によって短縮されない限り、当該決議後 4 年以内に終了する最終の事業年度に関する定期株主総会の開始の時までとする。

(任 期)

第 31 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定期株主総会の終結の時までとする。

2 補欠により選任された監査役の任期は、退任監査役の任期を満了する時までとする。ただし、前条第 2 項により選任された補欠監査役が監査役として就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後 4 年以内に終了する最終の事業年度に関する定期株主総会の終結の時を超えることができない。

(常勤の監査役)

第32条 監査役会は、監査役の中から、その決議によって常勤の監査役若干名を選定する。

(監査役会の招集通知)

第33条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対し発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで、監査役会を開催することができる。

(監査役会規程)

第34条 監査役会に関しては、法令又は本定款に別段の定めがある事項のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(監査役の責任免除)

第35条 当会社は、会社法426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく限度額は、金300万円以上で予め定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第6章 計 算

(事業年度)

第36条 当会社の事業年度は1年とし、毎年4月1日から、翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第37条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。

(剰余金の配当の基準日)

第38条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

2 当会社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。

3 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第39条 期末配当金及び中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会

社は、その支払いの義務を免れるものとする。

附 則

(施行期日)

第1条 本規程は、令和4年6月29日から実施する。

(主管部門)

第2条 この規程の主管部署は「規程管理規程」別表に定める部署とする。

(改廃手続き)

第3条 この規程の改廃は、「規程管理規程」に定める手続きによるものとする。

(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)

第4条 変更前定款第18条（参考書類等のインターネット開示）の削除及び変更後定款第18条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6ヶ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第18条（参考書類等のインターネット開示）は、なお効力を有する。
- 3 本条の規定は、2022年9月1日から6ヶ月を経過した日又は前項の株主総会の日から3ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

<制定・改正日>

昭和41年 1月24日 制定

昭和41年 7月11日 改正

昭和41年 10月15日 改正

昭和43年 9月25日 改正

昭和45年 9月26日 改正

昭和47年 9月26日 改正

昭和49年 1月10日 改正

昭和53年 9月30日 改正

昭和59年 2月 8日 改正

昭和60年 2月12日 改正

平成 4年 1月24日 改正

平成 4年10月28日 改正

平成 6年10月28日 改正

平成 7年 4月 26 日 改正
平成 7年 10月 30 日 改正
平成 8年 9月 30 日 改正
平成 10年 3月 20 日 改正
平成 14年 6月 13 日 改正
平成 15年 6月 13 日 改正
平成 17年 6月 29 日 改正
平成 18年 6月 20 日 改正
平成 20年 6月 27 日 改正
平成 21年 3月 1 日 改正
平成 21年 4月 16 日 改正
平成 21年 6月 26 日 改正
平成 21年 7月 16 日 改正
平成 22年 6月 28 日 改正
平成 25年 6月 26 日 改正
平成 28年 6月 23 日 改正
令和 1年 6月 24 日 改正
令和 2年 6月 29 日 改正
令和 3年 6月 25 日 改正
令和 4年 6月 29 日 改正